

## 土岐市高齢運転者交通安全対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢運転者の交通事故防止を図るため、後付けの急発進等抑制装置の設置等を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、土岐市補助金交付規則（昭和51年土岐市規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自家用自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）であつて、自動車検査証の「自家用・業務用の別」欄に「自家用」と記載されたもので、個人の用途に供するものをいう。
- (2) 後付けの急発進等抑制装置 後付けの急発進等を抑制する機能を有する装置のうち、国土交通省の認定（先行個別認定等）を受けたものをいう。
- (3) 後付け装置販売・取付け店舗 前号に規定する後付けの急発進等抑制装置の製造業者等が指定する店舗のうち、一般社団法人次世代自動車振興センターが認定したものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 土岐市に住所を有し、住民基本台帳に記載されている75歳以上の者（申請に係る年度内に75歳に達する者を含む。）
- (2) 自家用自動車を運転できる有効期限内の運転免許証を保有している者
- (3) 令和2年7月15日から令和3年3月15日までの間に、後付け装置販売・取付け店舗による自家用自動車への後付けの急発進等抑制装置の設置を行うとともに、当該後付け装置販売・取付け店舗から認定の条件となっている後付けの急発進等抑制装置の使用上の説明等を受けた者
- (4) 自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄又は「使用者の氏名又は

名称」欄に記載されている氏名と、運転免許証に記載されている氏名が同一である者

(5) 転売を目的として後付けの急発進等抑制装置を設置するものではない者

(6) 後付けの急発進等抑制装置について、他市町村の補助金の交付を受けていない者

(7) 土岐市暴力団排除条例（平成24年土岐市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しない者

(8) 市税及び自動車税を滞納していない者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が後付けの急発進等抑制装置の購入及び設置に要した経費（消費税及び地方消費税相当額を含み、国補助金及び設置に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を除く。）とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象となる自家用自動車1台当たり前条に規定する補助対象経費（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と1万円のいずれか少ない額とし、補助対象者1人につき1回限りの交付とする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、土岐市高齢運転者交通安全対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 運転免許証（氏名変更及び住所変更がある場合は裏面を含む。）の写し

(2) 後付けの急発進等抑制装置を設置した自家用自動車の自動車検査証の写し

(3) 補助対象経費に係る支払額が確認できる領収書等の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 申請書の提出は、後付けの急発進等抑制装置の設置を完了した日から令和3年3月15日までに行わなければならない。

(調査等)

第7条 市長は、当該事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、申請者に対し、後付けの急発進等抑制装置の設置に関する報告を求め若しくは物件を調査し又は関係者に対し質問をすることができる。

2 申請者は、前項の規定による報告の聴取及び物件の調査を求められたときは、これに応じなければならず、並びに同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、第6条の申請に係る書類の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、土岐市高齢運転者交通安全対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、土岐市高齢運転者交通安全対策事業補助金交付請求書（別記様式第3号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第10条 市長は、前条の規定による請求書を受理した場合は、交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、補助金の全額又は一部を速やかに返還しなければならない。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。